

鹿児島大学理学部における成績評価ガイドラインに関する申合せ

令和3年7月7日
理学部教教授会決定
令和4年4月1日実施

鹿児島大学理学部における成績評価ガイドラインについて、必要な事項を以下のとおり定める。

第1 理学部の成績評価における素点による評価に基づく評定において、その評点と評価基準は、成績評価に関するガイドライン（令和3年3月3日教務委員会決定。以下、「全学ガイドライン」という。）の規定に従うものとする。

2 秀が評価対象者の20%以内に収まることを目安とする。ただし、履修登録者数が20人未満の科目及び第2に掲げる科目については、この限りでない。

第2 次の各号に掲げる科目については、シラバスに記載の各科目の学習目標に照らし合わせ、全学ガイドラインの「評点と評価基準に関するガイドライン」に沿って成績を評価するものとする。

- (1) 特別研究
- (2) 特別演習
- (3) 論文講読
- (4) 研究室毎に行う演習及びセミナー科目
(化学演習 A、化学演習 B、生物学演習、地球科学演習、物理・宇宙セミナー)
- (5) 教育実習
- (6) 事前・事後指導
- (7) 教職実践演習
- (8) 博物館実習

※ 適用年度については、令和4年度から全学生に適用する。